04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

税目	04_固定資産税
帳票No.	34
帳票名称	課税明細書

| WT1.0項目 | | |

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	34
帳票名称	課税明細書

No	明細	表示項目 大分類	表示項目 中分類	表示項目 小分類	実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	連携なくなくても実装されたほうが		現行	理由・検討先の項目印	必要	重要	A市 分類	A市 詳細ご回答欄	B市 分類	B市 詳細ご回答欄	C市 分類	C市 詳細ご回答欄	D市 分類	D市 詳細ご回答欄	E市 分類	E市 詳細ご回答欄	F市 分類	F市 詳細ご回答欄	G市 分類	G市 詳細ご回答欄	H市 分類	H市 詳細ご回答欄	I市 分類	I市 詳細ご回答欄	J市 分類	J市 詳細ご回答欄	K市 分類	K市 詳細ご回答欄	地方税共同機構 分類	地方税共同機構 詳細ご回答欄	集計結果 1.現	集計結果 2.要	集計結果 3.検	集計結果 4.不	住棟要件	事務局意見
33	●	家屋		~~建物番号~~ 物件番号		●	備考に印字		●		【全団体】 これまでのWTにおいても「建物番号」という項目を要件化した経緯はなく、その意味するところが不明確であります。 本項目は、両窓ごとに付番する固有の番号であると考えられ、これまでのWT の経緯から「物件番号」であると考えられるため、本項目の小分類を「物件番号」としたうえで、必要性について問います。 本項目を「物件番号」に修正したとして、「備考欄に印字する項目」としたいとすが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることとなった場合は、項目No.41「(家屋における両窓ごとの) 備考」に印字する整理にいたします。 なお、本項目が「実装すべき項目」又は「備考欄に印字する項目」となった場合は、土地についても「物件番号」を要件化し、本項目と同じ取扱いにいたします。	1.現	1.現	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		2.要 3.検 4.不要	建物番号物件番号を示す必要はないと考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		2.要 3.検 4.不要	物件を特定するための項目であれば、追加項目である所在地の近くに印字するためがよいと考える。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		4.不要	本市では、「建物番号」として、区分建物の部屋番号を記載しています。区分表示・登記の「建物の名称」に記載されている番号を表示しています。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	OK	9	2	0	1	不要とする	標は了承いただきましたので回答いたします。
34	●	家屋	~~登記情報~~ 現況情報	構造	●		必須		●	●	【全団体】 家屋については、「（登記）構造」は不要であり、「（現況）構造」は必要であると考えられます。 項目No.34「構造」の中分類を「現況情報」としてはどうしてしょうか。 登記情報としての構造が必要な場合は、その理由を教えてください。	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	OK	12	0	0	0	不要とする	了承いただきましたので反映いたします。
35	●	家屋	~~登記情報~~ 現況情報	~~種類~~ 用途	●		必須		●	●	【全団体】 家屋については、「（登記）種類」は不要であり、「（現況）用途」は必要であると考えられます。 項目No.35「種類」を、中分類「現況情報」小分類「用途」としてはどうしてしょうか。 登記情報としての種類が必要な場合は、その理由を教えてください。	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	OK	12	0	0	0	不要とする	了承いただきましたので反映いたします。
38	●	家屋	現況情報	~~特例区分~~ 現改現区分	●		備考欄に印字	残課税WTで、家屋における現況又は改築部分を示すフラグを「現改現フラグ」として要件化したため、本項目の小分類を「現改現区分」に修正いたします。 【全団体】 市町村内に存在する家屋全体のうち現改現が付した家屋は一部であると考えられ、帳票No.34「課税明細書」の項目No.38「現改現区分」について、「備考欄に印字する項目」としてはどうしてしょうか。		●	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	OK	12	0	0	0	不要とする	了承いただきましたので反映いたします。
39	●	家屋	登記情報	床面積 (㎡)	●			【全団体】 全国照会意見によって、家屋には、土地と比べて未登記の物件が多く、「（登記）床面積」は不要であるとの意見があります。 全国照会意見を受けて本項目「（登記）床面積（㎡）」を削除いたしますが、よろしいでしょうか。 項目No.40「（現況）床面積」は「実装すべき項目」のままにいたします。		●	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		4.不要	不要との意見があるので、大筋で了承です。家屋では、登記物件はほとんど未登記の物件はありませ。登記床面積の表示がなってもいいかでは考えます。	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	OK	10	1	0	1	要検討	（全団体） 回答で、本項目の印字の有無について問います。
44	●	土地	固定資産税	小規模住宅用地負担水準		●		税額の計算過程を、納税者へお知らせするための課税明細書の最新を踏まえ、「実装すべき項目」としたいとすがよろしいでしょうか？	●	●	2.要 3.検 4.不要	住宅用地の内訳は現在通知していないことによる問い合わせがない。負担水準況特例要件設けられて大半の納税者は簡単に理解できない項目。 住宅用地の内訳を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性低減し、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が増加する。 -提案- ①住宅用地の内訳が2つ以上（例：小規模＋一般）の場合に、会計額を表示する明細行を出たらいなくわかり難いし、その場合、さらに明細行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須にするのであれば、証明書発行については、会計表示ではなく、会計及び内訳を表示しないと情報開示のつじつまが合わない。	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	2.要 3.検 4.不要	No.21と同じ	2.要 3.検 4.不要	総括に限りがあるので、実装すべき項目まではの必要ないと考えます。	2.要 3.検 4.不要				1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	必須がこれから判断が難しいですが、当初は表示がよ要だったと記憶してます	7	4	0	0		標は両書いただきましたので、反映いたします。
45	●	土地	固定資産税	一般住宅用地負担水準		●		税額の計算過程を、納税者へお知らせするための課税明細書の最新を踏まえ、「実装すべき項目」としたいとすが、よろしいでしょうか？	●	●	2.要 3.検 4.不要	住宅用地の内訳は現在通知していないことによる問い合わせがない。負担水準況特例要件設けられて大半の納税者は簡単に理解できない項目。 住宅用地の内訳を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性低減し、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が増加する。 -提案- ①住宅用地の内訳が2つ以上（例：小規模＋一般）の場合に、会計額を表示する明細行を出たらいなくわかり難いし、その場合、さらに明細行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須にするのであれば、証明書発行については、会計表示ではなく、会計及び内訳を表示しないと情報開示のつじつまが合わない。	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	2.要 3.検 4.不要	No.21と同じ	2.要 3.検 4.不要	総括に限りがあるので、実装すべき項目まではの必要ないと考えます。	2.要 3.検 4.不要				1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	必須がこれから判断が難しいですが、当初は表示がよ要だったと記憶してます	7	4	0	0		標は両書いただきましたので、反映いたします。
46	●	土地	固定資産税	非住宅用地負担水準		●		税額の計算過程を、納税者へお知らせするための課税明細書の最新を踏まえ、「実装すべき項目」としたいとすが、よろしいでしょうか？	●	●	2.要 3.検 4.不要	住宅用地の内訳は現在通知していないことによる問い合わせがない。負担水準況特例要件設けられて大半の納税者は簡単に理解できない項目。 住宅用地の内訳を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性低減し、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が増加する。 -提案- ①住宅用地の内訳が2つ以上（例：小規模＋一般）の場合に、会計額を表示する明細行を出たらいなくわかり難いし、その場合、さらに明細行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須にするのであれば、証明書発行については、会計表示ではなく、会計及び内訳を表示しないと情報開示のつじつまが合わない。	1.現 2.要 3.検 4.不要	1.現 2.要 3.検 4.不要	2.要 3.検 4.不要	よろしいと考えます。	2.要 3.検 4.不要	No.21と同じ	2.要 3.検 4.不要	総括に限りがあるので、実装すべき項目まではの必要ないと考えます。	2.要 3.検 4.不要				1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要	必須がこれから判断が難しいですが、当初は表示がよ要だったと記憶してます	7	4	0	0		標は両書いただきましたので、反映いたします。
追加	●	土地	都市計画税	小規模住宅用地負担水準		●		都市計画税に関する日字項目を要件化と同様原本、別途要件化いたします。 なお、別途要件化と帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするか、固定資産税の項目の整理に合わせます。												3.検討	都市計画税は導入していないので、イメージできません。																	1.現 2.要 3.検 4.不要		1.現 2.要 3.検 4.不要			2	0	1	0		

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	34
帳票名称	課税明細書

No	明細	WT1 検討項 表示項目 大分類	中分類	小分類	実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	実装しなくてもよいと判断した理由 対象	理由・検討先の項目等	必須	実装	機能差異	A市 分類	詳細ご回答欄	B市 分類	詳細ご回答欄	C市 分類	詳細ご回答欄	D市 分類	詳細ご回答欄	E市 分類	詳細ご回答欄	F市 分類	詳細ご回答欄	G市 分類	詳細ご回答欄	H市 分類	詳細ご回答欄	I市 分類	詳細ご回答欄	J市 分類	詳細ご回答欄	K市 分類	詳細ご回答欄	地方税共同機構 分類	詳細ご回答欄	集計結果 1.機	2.要	3.検	4.不	仕様変	事務局意見
48	●	土地	都市計画税	一般住宅用地負担水準		●			都市計画税に関する印字項目を要件化し同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄」に印字する項目とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●									3.保留	都市計画税は導入していないので、イメージできません。													1.機：大阪OK				1.機：大阪OK			2	0	1	0		
49	●	土地	都市計画税	非住宅用地負担水準		●			都市計画税に関する印字項目を要件化し同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄」に印字する項目とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●									3.保留	都市計画税は導入していないので、イメージできません。													1.機：大阪OK				1.機：大阪OK			2	0	1	0		
50	●	土地	固定資産税	本則課税標準額		●			税額計算過程を、納税者へお知らせするという課税明細書の機能を踏まえ、「実装すべき項目」としたいますがよろしいでしょうか？	●	●	2.市：考えが異なる	住宅用地の内訳項の本則額の表示は、機能項目としていないとの認識が強く、なお、本則額は現在通知していないためごとによる問い合わせもない。課税標準額（小規模住宅用地、本則課税標準額、非課税標準額、課税標準額）と種類ごがどの欄に表示となる。 なお、住宅用地の内訳項に本則を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性が問題。、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が問題です。 ＜疑義＞ ①住宅用地の内訳がエロ上（例：小規模ａ一般）の場合に、会計額を表示する時銀行を出力しないとわが国いと、その場合、さら用紙行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須とするのであれば、証明書関係についても、会計表示ではく、会計及び内訳を表示しないと情報額のつじつまが合わない。	1.市：よろしいOK	よろしいと考えます。	2.市：考えが異なる	No.21と同じ	2.市：考えが異なる	本則課税標準額の標記までは必要ないと考えます。	2.市：考えが異なる				1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		4.中：検討	必須かどうかの判断が難しい	6	4	1	0		概ね同意いただきましたので、反映いたします。
51	●	土地	都市計画税	本則課税標準額		●			都市計画税に関する印字項目を要件化し同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄」に印字する項目とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●									3.保留	都市計画税は導入していないので、イメージできません。											1.市：大阪OK				2.市：考えが異なる			1	1	1	0		
58	●	土地	固定資産税	小規模住宅用地課税標準額		●			税額計算過程を、納税者へお知らせするという課税明細書の機能を踏まえ、「実装すべき項目」としたいますがよろしいでしょうか？	●	●	2.市：考えが異なる	住宅用地の内訳は現在通知していない。そのことによる問い合わせない。 住宅用地の内訳を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性が問題。、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が問題です。 ＜疑義＞ ①住宅用地の内訳がエロ上（例：小規模ａ一般）の場合に、会計額を表示する時銀行を出力しないとわが国いと、その場合、さら用紙行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須とするのであれば、証明書関係についても、会計表示ではく、会計及び内訳を表示しないと情報額のつじつまが合わない。	1.市：よろしいOK	よろしいと考えます。	2.市：考えが異なる	No.21と同じ	2.市：考えが異なる	帳票に限りがあるので、実装すべき項目までは必要ないと考えます。	1.市：大阪OK				1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		2.市：考えが異なる	No.21と同様で無理な気がします。福岡市側に住宅地域名称（ないエ文言表示が多いと思います	7	4	0	0		概ね同意いただきましたので、反映いたします。
59	●	土地	固定資産税	一般住宅用地課税標準額		●			税額計算過程を、納税者へお知らせするという課税明細書の機能を踏まえ、「実装すべき項目」としたいますがよろしいでしょうか？	●	●	2.市：考えが異なる	住宅用地の内訳は現在通知していない。そのことによる問い合わせない。 住宅用地の内訳を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性が問題。、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が問題です。 ＜疑義＞ ①住宅用地の内訳がエロ上（例：小規模ａ一般）の場合に、会計額を表示する時銀行を出力しないとわが国いと、その場合、さら用紙行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須とするのであれば、証明書関係についても、会計表示ではく、会計及び内訳を表示しないと情報額のつじつまが合わない。	1.市：よろしいOK	よろしいと考えます。	2.市：考えが異なる	No.21と同じ	2.市：考えが異なる	帳票に限りがあるので、実装すべき項目までは必要ないと考えます。	1.市：大阪OK				1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		2.市：考えが異なる	No.21と同様で無理な気がします。福岡市側に住宅地域名称（ないエ文言表示が多いと思います	7	4	0	0		概ね同意いただきましたので、反映いたします。
60	●	土地	固定資産税	非住宅用地課税標準額		●			税額計算過程を、納税者へお知らせするという課税明細書の機能を踏まえ、「実装すべき項目」としたいますがよろしいでしょうか？	●	●	2.市：考えが異なる	住宅用地の内訳は現在通知していない。そのことによる問い合わせない。 住宅用地の内訳を表示した場合、明細行が2～3倍に増えるため、課税明細の有効性が問題。、各種費用（郵便料や帳票代金）、保管場所、発送作業量が問題です。 ＜疑義＞ ①住宅用地の内訳がエロ上（例：小規模ａ一般）の場合に、会計額を表示する時銀行を出力しないとわが国いと、その場合、さら用紙行が1行増える事になる。 ②課税明細書の表示を必須とするのであれば、証明書関係についても、会計表示ではく、会計及び内訳を表示しないと情報額のつじつまが合わない。	1.市：よろしいOK	よろしいと考えます。	2.市：考えが異なる	No.21と同じ	2.市：考えが異なる	帳票に限りがあるので、実装すべき項目までは必要ないと考えます。	1.市：大阪OK				1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		1.市：大阪OK		2.市：考えが異なる	No.21と同様で無理な気がします。福岡市側に住宅地域名称（ないエ文言表示が多いと思います	7	4	0	0		概ね同意いただきましたので、反映いたします。
61	●	土地	都市計画税	小規模住宅用地課税標準額		●			都市計画税に関する印字項目を要件化し同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄」に印字する項目とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●									3.保留	都市計画税は導入していないので、イメージできません。											1.市：大阪OK				1.市：大阪OK			2	0	1	0		
62	●	土地	都市計画税	一般住宅用地課税標準額		●			都市計画税に関する印字項目を要件化し同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄」に印字する項目とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●									3.保留	都市計画税は導入していないので、イメージできません。											1.市：大阪OK				1.市：大阪OK			2	0	1	0		
63	●	土地	都市計画税	非住宅用地課税標準額		●			都市計画税に関する印字項目を要件化し同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄」に印字する項目とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●									3.保留	都市計画税は導入していないので、イメージできません。											1.市：大阪OK				1.市：大阪OK			2	0	1	0		

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

税目	04_固定資産税
帳票No.	34
帳票名称	課税明細書

No	明細	WT1 帳票項目 表示項目 大分類	中分類	小分類	実装すべき項目	実装してもしなくてもよい項目	備考	連携させるべき帳票名称・項目		現状	要望	要望	A市 分類	A市 詳細ご回答欄	B市 分類	B市 詳細ご回答欄	C市 分類	C市 詳細ご回答欄	D市 分類	D市 詳細ご回答欄	E市 分類	E市 詳細ご回答欄	F市 分類	F市 詳細ご回答欄	G市 分類	G市 詳細ご回答欄	H市 分類	H市 詳細ご回答欄	I市 分類	I市 詳細ご回答欄	J市 分類	J市 詳細ご回答欄	K市 分類	K市 詳細ご回答欄	地方税共同機構 分類	地方税共同機構 詳細ご回答欄	集計結果 1.現	2.将	3.検	4.未	特殊系	事務局意見
64	●	土地		課税標準の特例措置の適用		●		【全団体】 課税標準の特例措置の対象となる両電は、両電全体のうち一部であり、本項目について特を設ける必要性はないと考えます。 しかしながら、課税標準の特例措置の対象となる両電を示すことで住民にとってわかりやすい帳票になると考えられるため、本項目は「備考欄に印字する項目」としたいとしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.29「（土地における両電ごとの）備考」に印字する整理いたします。		●	●	1.現状OK		1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	一物件に複数が複数選択される場合、備考欄のスペースを考慮して、印字の優先順位または編集が必要になると考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	12	0	0	0	対応する	概ね全団体から了承いただきましたので本項目は備考欄に印字いたします。 （広告） 複数帳票が存在する場合の優先順位の実現につきましては、ベンダの実装に委ねることとしたいと考えております。
65	●	土地		減免税額の調整		●				●	●	1.現状OK		1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	一物件に複数が複数選択される場合、備考欄のスペースを考慮して、印字の優先順位または編集が必要になると考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	12	0	0	0	対応する	■事務局方針 概ね全団体から了承いただきましたので本項目は備考欄に印字いたします。 （広告） 複数帳票が存在する場合の優先順位の実現につきましては、ベンダの実装に委ねることとしたいと考えております。
66	●	家屋		課税標準の特例措置の適用		●				●	●	1.現状OK		1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	一物件に複数が複数選択される場合、備考欄のスペースを考慮して、印字の優先順位または編集が必要になると考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	12	0	0	0	対応する	■事務局方針 概ね全団体から了承いただきましたので本項目は備考欄に印字いたします。 （広告） 複数帳票が存在する場合の優先順位の実現につきましては、ベンダの実装に委ねることとしたいと考えております。
67	●	家屋		税額の減額措置の適用		●				●	●	1.現状OK		1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	一物件に複数が複数選択される場合、備考欄のスペースを考慮して、印字の優先順位または編集が必要になると考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	12	0	0	0	対応する	■事務局方針 概ね全団体から了承いただきましたので本項目は備考欄に印字いたします。 （広告） 複数帳票が存在する場合の優先順位の実現につきましては、ベンダの実装に委ねることとしたいと考えております。
68	●	家屋		減免税額の調整		●				●	●	1.現状OK		1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	一物件に複数が複数選択される場合、備考欄のスペースを考慮して、印字の優先順位または編集が必要になると考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	12	0	0	0	対応する	■事務局方針 概ね全団体から了承いただきましたので本項目は備考欄に印字いたします。 （広告） 複数帳票が存在する場合の優先順位の実現につきましては、ベンダの実装に委ねることとしたいと考えております。
69	●	土地		課税標準の特例措置の適用開始年度		●		【全団体】 本項目について、項目No.64「（土地）課税標準の特例措置の適用」と組み合わせることで、納税者によりわかりやすいものとなるため項目である考えられるため、項目No.64と同様に「備考欄に印字する項目」としたいとしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.29「（土地における両電ごとの）備考」に印字する整理いたします。		●	●	2.用途検討要望なし	適用対象始まった年度ではなく適用対象となる年度の出力を希望します。終了する年度を知ることで納税者は税額がいつ上がるかがわかりやすくなると考えています。	1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		2.用途検討要望なし	納税者は、当該年度の適用有無がわかればいいで、印字は不要と考える。（特例措置が法律税標準の特例措置も多くないため。）	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	10	2	0	0	対応する	（全団体） GRから不要との意見を頂いているので、本項目が不要であるかについてお伺いします。
70	●	土地		減免税額の調整開始年度		●		【全団体】 本項目について、項目No.65「（土地）減免税額の調整」と組み合わせることで、納税者によりわかりやすいものとなるための項目である考えられるため、項目No.65と同様に「備考欄に印字する項目」としたいとしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.29「（土地における両電ごとの）備考」に印字する整理いたします。		●	●	2.用途検討要望なし	適用対象始まった年度ではなく適用対象となる年度の出力を希望します。終了する年度を知ることで納税者は税額がいつ上がるかがわかりやすくなると考えています。	1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		2.用途検討要望なし	納税者は、当該年度の適用有無がわかればいいで、印字は不要と考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	10	2	0	0	対応する	（全団体） GRから不要との意見を頂いているので、本項目が不要であるかについてお伺いします。
71	●	家屋		課税標準の特例措置の適用開始年度		●		【全団体】 本項目について、項目No.66「（家屋）課税標準の特例措置の適用」と組み合わせることで、納税者によりわかりやすいものとなるための項目である考えられるため、項目No.66と同様に「備考欄に印字する項目」としたいとしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.41「（家屋における両電ごとの）備考」に印字する整理いたします。		●	●	2.用途検討要望なし	適用対象始まった年度ではなく適用対象となる年度の出力を希望します。終了する年度を知ることで納税者は税額がいつ上がるかがわかりやすくなると考えています。	1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		2.用途検討要望なし	納税者は、当該年度の適用有無がわかればいいで、印字は不要と考える。（特例措置が法律税標準の特例措置も多くないため。）	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	9	2	0	0	対応する	（全団体） GRから不要との意見を頂いているので、本項目が不要であるかについてお伺いします。
72	●	家屋		税額の減額措置の適用開始年度		●		【全団体】 本項目について、項目No.67「税額の減額措置の適用」と組み合わせることで、納税者によりわかりやすいものとなるための項目である考えられるため、項目No.67と同様に「備考欄に印字する項目」としたいとしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.41「（家屋における両電ごとの）備考」に印字する整理いたします。		●	●	2.用途検討要望なし	適用対象始まった年度ではなく適用対象となる年度の出力を希望します。終了する年度を知ることで納税者は税額がいつ上がるかがわかりやすくなると考えています。	1.現状OK	よろしいと考えます。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		2.用途検討要望なし	納税者は、当該年度の適用有無がわかればいいで、印字は不要と考える。	1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK		1.現状OK	OK	10	2	0	0	対応する	（全団体） GRから不要との意見を頂いているので、本項目が不要であるかについてお伺いします。

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	34
帳票名称	課税明細書

No	明細	WT主検討項 表示項目 大分類	中分類	小分類	実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	現状のままでもOKとされた項目 共通	理由・検討内容・項目印字	帳票共通	帳票	A市 分類	詳細ご回答欄	B市 分類	詳細ご回答欄	C市 分類	詳細ご回答欄	D市 分類	詳細ご回答欄	E市 分類	詳細ご回答欄	F市 分類	詳細ご回答欄	G市 分類	詳細ご回答欄	H市 分類	詳細ご回答欄	I市 分類	詳細ご回答欄	J市 分類	詳細ご回答欄	K市 分類	詳細ご回答欄	地方税共同機構 分類	詳細ご回答欄	集計結果 1.現	2.将	3.検	4.未	仕様確定	事務局意見
73	●	家屋		減免床面の調用開始年度		●	備考欄に印字	●	【全団体】 本項目について、項目No.68「減免床面の開型」と組み合わせることで、納税者にとってわかりやすいものとするための項目であると考えるため、項目No.68と同様に備考欄に印字する項目としたいとすべきかどうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.41「（家屋における減免この）備考」に印字する整理をいたします。	●	●	2.将来検討すべき項目となる	適用が開始された年度ではなく適用が終了する年度の出力を希望します。終了する年度を知ることで納税者は税額がいつ上がるかがわかりやすくなると考えています。	1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	納税者には、臨時年度の適用有無がわかればいいと、印字は不要と考える。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	10	0	0	0	対応する	（全団体） Gからの不要との意見を頂いているので、本項目が不要であるかについてお伺いします。
79	●	土地	固定資産税	相当税額		●	必須	●	【全団体】 「相当税額」を必要とする場面は、ある納税義務者に係る固定資産税の年税額のうち、特定の資産分に相当する税額を税明するときであると考えられます。 本帳票については、複数の資産を一覧としておくためのため、納税通知書（月末）、こめ付するかたあるため納税義務者の年税額も一緒に通知することになります。 しかがって、本項目を印字することで、年税額のうち、特定の資産分に相当する税額を示すことが可能になり、納税者にとってわかりやすい帳票になると考えられます。 本項目を「実装すべき項目」としたいとすべきでしょうか。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	12	0	0	0	対応する	了承いただきましたので反映いたします。
80	●	家屋	固定資産税	相当税額		●	必須	●	【全団体】 「相当税額」を必要とする場面は、ある納税義務者に係る固定資産税の年税額のうち、特定の資産分に相当する税額を税明するときであると考えられます。 本帳票については、複数の資産を一覧としておくためのため、納税通知書（月末）、こめ付するかたあるため納税義務者の年税額も一緒に通知することになります。 しかがって、本項目を印字することで、年税額のうち、特定の資産分に相当する税額を示すことが可能になり、納税者にとってわかりやすい帳票になると考えられます。 本項目を「実装すべき項目」としたいとすべきでしょうか。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	12	0	0	0	対応する	了承いただきましたので反映いたします。
83		土地		自計筆数		●	削除	●	【全団体】 本帳票は、納税者所有する異度ごの課税内容を分かりやすいように示すことが目的であると考えられます。 そのため、本帳票において、異度を示した情報は不要であると考えられるため、本項目は削除いたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	2.将来検討すべき項目となる	異度を多く所有している納税者の場合、異度の明細が帳票間に別いた出力されます。地目欄に集約した筆数を出力することで課税内容の全体像が分かりやすくなると考えています。	1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	納税者にわかりやすいため、あったほうがよいと考える。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	本項目を必要とする団体は備考に記載が良いと思われる。	9	3	0	0	対応する	■事務局方針 必要と回答いただいた団体意見を踏まえて、備考欄に印字いたします。
84		土地		共用土地の自計筆数		●	削除	●	【全団体】 本帳票は、納税者所有する異度ごの課税内容を分かりやすいように示すことが目的であると考えられます。 そのため、本帳票において、異度を示した情報は不要であると考えられるため、本項目は削除いたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	納税者にわかりやすいため、あったほうがよいと考える。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	本項目を必要とする団体は備考に記載が良いと思われる。	10	2	0	0	対応する	（G市） No.85自計筆数があれば、そのうち共用土地の筆数までは不要と考えますが良いかがでしょうか。なお、「共用土地の筆数」を追加する場合、土地と家屋の区分も要件から「区分所有家屋の棟数」についても検討の必要があります。
85		家屋		自計棟数		●	削除	●	【全団体】 本帳票は、納税者所有する異度ごの課税内容を分かりやすいように示すことが目的であると考えられます。 そのため、本帳票において、異度を示した情報は不要であると考えられるため、本項目は削除いたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	2.将来検討すべき項目となる	異度を多く所有している納税者の場合、異度の明細が帳票間に別いた出力されます。自計棟数を出力することで課税内容の全体像が分かりやすくなると考えています。	1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	納税者にわかりやすいため、あったほうがよいと考える。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		2.将来検討すべき項目となる	本項目を必要とする団体は備考に記載が良いと思われる。	9	3	0	0	対応する	■事務局方針 必要と回答いただいた団体意見を踏まえて、備考欄に印字いたします。
追加検討2	●	土地・家屋		異度区分（土地・家屋の別）	●		必須	●	【全団体】 本帳票において、印字項目「異度区分（土地・家屋の別）」を「実装すべき項目」として要件化する方針としますが、よろしいでしょうか。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		4.その他	異度区分として、土地・家屋にそれぞれ「共用土地」を明記します。 共用土地であることを明確にするには、筆内等の表記でもムーズになると考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	11	0	0	1	対応する	■事務局方針 頂いた意見を踏まえたので印字項目「異度区分（土地・家屋の別）」を「実装すべき項目」として要件化します。 （D市）区分所有の時や部分的の印字によって、共用土地か共用土地以外の土地かの区分も明確にできるため、異度区分と、「共用土地」を要件化するの要性はないと考えられます。また、共用土地を要件化するのであれば、区分所有家屋についても要件化する必要性がなくなりますが、事務局として異度区分は土地・家屋としたいと考えます。
追加検討3	●	家屋	税況情報	非課税病院の適用を受ける施設（int）		●	備考欄に印字	●	【全団体】 土地において、項目No.25「非課税病院の適用を受ける施設（int）」を「備考欄に印字する項目」として要件化するとなったため、家屋についても「非課税病院の適用を受ける施設（int）」を「備考欄に印字する項目」として追加いたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.41「（家屋における減免この）備考」に印字する整理をいたします。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	12	0	0	0	対応する	了承いただきましたので反映いたします。
追加検討5	●	家屋	税況情報	~~非課税病院の開型~~ 非課税病院の開型		●	備考欄に印字	●	【全団体】 土地において、項目No.26「非課税病院の開型」を「備考欄に印字する項目」として要件化するとなったため、家屋についても「非課税病院の開型」を「備考欄に印字する項目」として追加いたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることなった場合は、項目No.41「（家屋における減免この）備考」に印字する整理をいたします。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	一物件に開型が複数適用される場合、備考欄のスペースを考慮して、印字の優先順位または編集が必要になると考える。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	12	0	0	0	対応する	棚は全団体から了承いただきましたので本項目は備考欄に印字いたします。 （G市） 棚は開型印字を複合や優先順位の実現につきましては、べつ的な実装にゆだねることとしたいと考えております。
追加検討6	●	家屋		新築住宅特例適用建物の表示		●	備考欄に印字	●	【全団体】 本項目については、項目No.67「税額の減額措置の開型」と同じ位置に印字する方針です。 期間切れによる問い合わせが例も多い特例であるため、項目No.67と同様に備考欄に印字する項目として追加いたしますが、よろしいでしょうか。 ※項目No.41「（家屋における減免この）備考」に印字する整理をいたします。	●	●	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	よろしいと考えます。	1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う		1.現状OKと思う	OK	12	0	0	0	対応する	了承いただきましたので反映いたします。

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	71
帳票名称	納税通知書（土地・家屋・償却資産）

| WT※検討用 | | |

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	71
帳票名称	税務通知書（土地・家屋・償却資産）

No	明細	表示項目 大分類	表示項目 中分類	表示項目 小分類	実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	実装してもしなくても良い項目の仕分け 対応	理由・統合先の項目等	いまだ対応	機能責任	A市 分類	A市 詳細ご回答欄	B市 分類	B市 詳細ご回答欄	C市 分類	C市 詳細ご回答欄	D市 分類	D市 詳細ご回答欄	E市 分類	E市 詳細ご回答欄	F市 分類	F市 詳細ご回答欄	G市 分類	G市 詳細ご回答欄	H市 分類	H市 詳細ご回答欄	I市 分類	I市 詳細ご回答欄	J市 分類	J市 詳細ご回答欄	K市 分類	K市 詳細ご回答欄	地方税共同機構 分類	地方税共同機構 詳細ご回答欄	集計結果 1.諾（	集計結果 2.否（	集計結果 3.保留	集計結果 4.その	仕様反	事務局意見
49		資産計	固定資産税及び都市計画税	差引年税額		●		削除	差引年税額は、更正の際に必要となる印字項目と考えますが、「納税通知書」に印字するのではなく、「更正賦課決定通知書」において印字する方針です。	●								1.諾（大筋OK）																1	0	0	0		
50		資産計	固定資産税及び都市計画税	相続分割税額に係る相当課税標準額		●		削除	【全団体】 項目No.51「相続分割税額」を「備考欄に印字する項目」として要件化してあり、相続分割税額に係る相当課税標準額の印字は不要であると考えられます。 したがって、本項目は削除いたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	2.否（考えが異なる）	相続分割として専用に管理していないが、按分課税と考えた場合 持ち分相当分の課標、税額を表示したほうが良い。 ※区分所有欄と併用で良い。	1.諾（大筋OK）	よろしいと考えます。	4.その他	本項目を削除した場合、「相続分割税額に係る相当課税標準額」の印字ではなく、全体に係る課税標準額が印字される認識でよいのでしょうか。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		2.否（考えが異なる）	当市では、法第9条の相続人に対する納税義務の承継時の通知書では相続分割税額に係る相当課税標準額も（手作業で）表示している。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		9	2	0	1		要検討 G市が反対している。
51		資産計	固定資産税及び都市計画税	相続分割税額		●			【全団体】 賦課期日以降に納税義務者が死亡した場合に、法定相続分で按分した税額が、このように印字されているのか教えてください。 ①「年税額」の欄には別に「相続分割税額」の欄がある。 ②「年税額」の欄に「相続分割税額」を印字して、備考欄に「相続分割持分」を印字する。 ③「年税額」の欄には、分割前の税額が印字され、備考欄に「相続分割税額」が印字される。 ④その他（具体的に）	●	●	4.その他	④年税額（個人所有+持分課税分）を管理。「区分所有税額（確定税額ベース）」の欄があり「相続分割税額」欄は、管理していません。 年税額欄には「個人所有+持分課税分」の合算分を表示。 ※課税方法の設定で、按分課税することは可能。		④現在は相続分割税額は印字していない	4.その他	「年税額」の欄に按分後の税額が印字され、納通余白に相続按分課税に関する案内文が表示される。	4.その他	④相続人代表届もしくは現所有者届を提出してもらい、その方に課税している。相続分割は基本的に行っていない。	4.その他	相続分割税額を印字していない。	4.その他	④相続分割税額の印字はありません。	4.その他	② 現行はシステムでの印字は行っていないが、年税額欄に相続分割税額を（手作業で）表示している。相続分割持分は表示していない。	4.その他	当初納通のまま何も印字していない	4.その他	③ 現行システムにおいては、印字する仕様がないため、別途通知などを同封します。		④相続分割税額は印字していない		④法定相続分で税額を按分する機能を実装していません。 標準化にあたっては②の取扱いを希望します。		団体への質問事項（相続分割税額を表示する認識がありません）	0	0	0	7		①「年税額」の欄とは別に「相続分割税額」の欄がある。 →（なし） ②「年税額」の欄に「相続分割税額」を印字して、備考欄に「相続分割持分」を印字する。 →（2団体）G市（手入力）、K市（希望） ③「年税額」の欄には、分割前の税額が印字され、備考欄に「相続分割税額」が印字される。 →（なし） ④その他（具体的に）：（３団体）A市、C市、I市 ⑤何も印字していない：（６団体）B市、D市、E市、F市、H市、J市
54		固定資産税	土地・家屋	区分所有に係る税額		●	※区分所有の場合の納税通知の記載について検討中。	備考欄に印字	【全団体】 本項目は、納税義務者のうち、区分所有資産を所有している者へ送付する場合のみ必要になります。 しかしながら、残課題WTにおいて、「区分所有に係る税額」を印字している団体もあったことから、本項目を、「備考欄に印字する項目」といたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることとなった場合は、「（共通）備考」を「実装すべき項目」として追加し、そこに印字する整理といたします。	●	●	2.否（考えが異なる）	備考欄を多用せずに専用項目を用意したほうが良い。	1.諾（大筋OK）	よろしいと考えます。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）	「区分所有に係る税額」とは、敷地権付き家屋における土地持分税額のことで合っていますでしょうか。 認識に間違いなければ備考欄に印字するのではなく、独自の欄を設けたほうがよいと考えます。 各自治体において該当物件が存在してあり、対象件数も多くあると推察されるためです。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		11	1	0	0		概ね同意いただきましたので、反映いたします。
追加検討①		共通		振替方法				備考	【全団体】 団体から、帳票No.71～73「納税通知書（土地・家屋・償却資産）」「納税通知書（土地・家屋）」「納税通知書（償却資産）」に、印字項目「振替方法（全期前納による振替か期別ごとの振替かの区別）」を追加してほしいとの意見もいただいており、「備考欄に印字する項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	2.否（考えが異なる）	備考欄を多用せずに専用項目を用意したほうが良い。	1.諾（大筋OK）	よろしいと考えます。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		3.保留	振替方法を印字し得る「備考」がどこにあたるかが不明であるため回答保留。	1.諾（大筋OK）		2.否（考えが異なる）	他の口座情報と同様に実装すべき項目とすべきではないか。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		9	2	1	0		要検討 G市が反対している。
追加検討②		共通		報奨金				備考	【全団体】 団体から、帳票No.71～73「納税通知書（土地・家屋・償却資産）」「納税通知書（土地・家屋）」「納税通知書（償却資産）」に、印字項目「全期前納報奨金の金額」を追加して欲しいとの意見もいただいておりますが、本項目を不要とする団体もあるため、「備考欄に印字する項目」としてよろしいでしょうか。	●	●	2.否（考えが異なる）	備考欄を多用せずに専用項目を用意したほうが良い。	1.諾（大筋OK）	よろしいと考えます。 ※現在、当市では全期前納報奨金制度はありません（過去に廃止）	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		3.保留	全期前納報奨金の金額を印字し得る「備考」がどこにあたるかが不明であるため回答保留。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		10	1	1	0		概ね同意いただきましたので、反映いたします。
追加		共通		備考				ⓐ必	本帳票において、「備考欄に印字する項目」とする項目の印字欄を確保する必要があるため、「（共通）備考」を「実装すべき項目」として追加いたします。	●								1.諾（大筋OK						1.諾（大筋OK				1.諾（大筋OK								3	0	0	0		

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規
帳票名称	納税通知書（土地・家屋）

No	明細	表示項目 大分類	表示項目 中分類	表示項目 小分類	実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	実装してもしなくても良い項目の仕分け 必要	実装してもしなくても良い項目の仕分け 理由・統合先の項目等	WT対象	最終判断	A市 分類	A市 詳細ご回答欄	B市 分類	B市 詳細ご回答欄	C市 分類	C市 詳細ご回答欄	D市 分類	D市 詳細ご回答欄	E市 分類	E市 詳細ご回答欄	F市 分類	F市 詳細ご回答欄	G市 分類	G市 詳細ご回答欄	H市 分類	H市 詳細ご回答欄	I市 分類	I市 詳細ご回答欄	J市 分類	J市 詳細ご回答欄	K市 分類	K市 詳細ご回答欄	地方税共同機構 分類	地方税共同機構 詳細ご回答欄	集計結果 1.諾（大筋OK）	集計結果 2.否（保留）	集計結果 3.その他	仕様反	事務局意見
27	●	納税義務者情報	共有情報	共有者氏名又は名称		●		削除	共有されている物件については、共有代表者の情報は項目No.21～23の「納税義務者情報」に印字されることと整理いたします。 なお、共有代表者以外の共有者の情報の印字方法（備考欄に印字するか「外○名」のような記載として共有代表者情報と同じ欄に印字する）については、各ベンダのパッケージにおける実装に委ねる想定です。	●																				1.諾（大筋OK）								1	0	0	0		
28		共通		納税貯蓄組合名称		●		削除	【全団体】 納税貯蓄組合が設定されている場合は、納税通知書の送付先情報として納税貯蓄組合が設定されていれば充分であり、送付先情報とは別に本項目を印字する必要はないと考えますが、納税貯蓄組合を設定している場合に、本項目は必要でしょうか。 ①必要 ②不要 ③納税貯蓄組合が存在しない。	●	●	4.その他	② 納税組合の場合、納税通知書と納付書は一冊に纏めません。 別々に出力し、それぞれを各組合の組合長に渡して組合長が組合員に配布することが多いです。 現在A市の加盟団体では、納税組合分の通知書作成は行っている団体はありません。 なお、以前納税組合での徴収を行っていた際には、納税組合コード等を表示する事で、山分け（振り分け）を行っていました。		②	4.その他	納税貯蓄組合がないため、不明	1.諾（大筋OK）	本項目は不要であり、削除対応でいいと考えます。		③納税貯蓄組合が存在しない。	1.諾（大筋OK）	③ 令和３年度時点では、当該組合に対して賦課はしていません。	4.その他	②不要		③	1.諾（大筋OK）	③	1.諾（大筋OK）			②	4.その他	スペースの関係上、必要であれば無くても良い （納税貯蓄組合自体が少なくなっている認識です）	4	0	0	4		①必要：なし ②不要：（５団体）A市、B市、G市、K市、地方税共同機構 ③納税貯蓄組合が存在しない。：（７団体）C市、D市、E市、F市、H市、I市、J市 必要とする団体がないため、削除といたします。
46		資産計	固定資産税及び都市計画税	相続分割税額に係る相当課税標準額		●		削除	【全団体】 項目No.47「相続分割税額」を「備考欄に印字する項目」として要件化しており、相続分割税額に係る相当課税標準額の印字は不要であると考えられます。 したがって、本項目は削除いたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	2.否（考え方が異なる）	相続分割として専用に管理していないが、按分課税と考えた場合 持ち分相当分の課標、税額を表示したほうが良い。 ※区分所有欄と併用で良い。	1.諾（大筋OK）	よろしいと考えます。	4.その他	本項目を削除した場合、「相続分割税額に係る相当課税標準額」の印字ではなく、全体に係る課税標準額が印字される認識でよいのでしょうか。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		2.否（考え方が異なる）	当市では、法第9条の相続人に対する納税義務の承継時の通知書では相続分割税額に係る相当課税標準額も（手作業で）表示している。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）	O K	9	2	0	1		要検討 G市が反対している。
47		資産計	固定資産税及び都市計画税	相続分割税額		●			【全団体】 賦課期日以降に納税義務者が死亡した場合に、法定相続分で按分した税額がどのように印字されているのか教えてください。 ①「年税額」の欄とは別に「相続分割税額」の欄がある。 ②「年税額」の欄に「相続分割税額」を印字して、備考欄に「相続分割持分」を印字する。 ③「年税額」の欄には、分割前の税額が印字され、備考欄に「相続分割税額」が印字される。 ④その他（具体的に）	●	●	4.その他	④年税額（個人所有＋持分課税分）を管理。（区分所有税額（確定税額ベース）の欄があり「相続分割税額」欄は、管理していません。 年税額欄には「個人所有＋持分課税分」の合算分を表示。 ※課税方法の設定で、按分課税することは可能。		④現在は相続分割税額は印字していない	4.その他	「年税額」の欄に按分後の税額が印字され、納通会ロに相続按分課税に関する案内文が表示される。	4.その他	④相続人代表届も しくは現所有者届を提出してもらい、その方に課税している。 相続分割は基本的に行っていない。	4.その他	相続分割税額を印字していない。	4.その他	④相続分割税額の印字はありません。	4.その他	② 現行はシステムでの印字は行っていないが、年税額欄に相続分割税額を（手作業で）表示している。相続分割持分は表示していない。	4.その他	当初納通のままで何も印字していない	4.その他	③ 現行システムにおいては、印字する仕様がないため、別途通知などを同封します。		④相続分割税額は印字していない		④法定相続分で税額を按分する機能を実装していません。 標準化にあたっては②の取扱いを希望します。		団体への質問事項（相続分割税額を表示する認識がありません）	0	0	0	8		①「年税額」の欄とは別に「相続分割税額」の欄がある。 →（なし） ②「年税額」の欄に「相続分割税額」を印字して、備考欄に「相続分割持分」を印字する。 →（2団体）G市（手入力）、K市（希望） ③「年税額」の欄には、分割前の税額が印字され、備考欄に「相続分割税額」が印字される。 →（なし） ④その他（具体的に）：（３団体）A市、C市、I市 ⑤何も印字していない：（６団体）B市、D市、E市、F市、H市、J市
50		固定資産税	土地・家屋	区分所有に係る税額		●	※区分所有の場合の納税通知の記載について検討中。	備考欄に印字	【全団体】 本項目は、納税義務者のうち、区分所有資産を所有している者へ送付する場合のみ必要になります。 しかしながら、残課題WTにおいて、「区分所有に係る税額」を印字している団体もあったことから、本項目を、「備考欄に印字する項目」としたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることとなった場合は、「（共通）備考」を「実装すべき項目」として追加し、そこに印字する整理といたします。	●	●	2.否（考え方が異なる）	備考欄を多用せずに専用項目を用意したほうが良い。	1.諾（大筋OK）	よろしいと考えます。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）				1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		4.その他	「区分所有に係る税額」とは、敷地権付き家屋における土地持分税額のことで合っていますでしょうか。 認識に間違いなければ備考欄に印字するのではなく、独自の欄を設けたほうがよいと考えます。 各自治体において該当物件が存在しており、対象件数も多くあると推察されるためです。	1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）		1.諾（大筋OK）	単有と区分所有物件両方を所有されている方についてのお話しでしょうか？全体の数字が必要になるのは証明書への評価額だけという認識でした。	9	1	0	1		概ね同意いただきましたので、反映いたします。

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規
帳票名称	納税通知書（土地・家屋）

| WT⑧検討用 | | |

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規
帳票名称	納税通知書（償却資産）

71_当初納税通知書（更正分を含む）（土地・家屋・償却資産）と同様の整理といたします。
※「73_当初納税通知書（更正分を含む）（償却資産）」から、「収納済額」、「差引年税

| WT⑧検討用 | | |

04_固定資産税_標準仕様書（案）帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規
帳票名称	納税通知書（償却資産）

71_当初納税通知書（更正分を含む）（土地・家屋・償却資産）と同様の整理といたします。
※「73_当初納税通知書（更正分を含む）（償却資産）」から、「収納済額」、「差引年税

| WT@検討用 | | |